高知県公報

発　行
高　知　県
高知市丸ノ内
一丁目２番20号
発　行　日
毎　週　２　回
（火曜日・金曜日）

目　次

告　示　　ページ
○特定水産資源の採捕の停止の命令　（漁業管理課）〈11・６掲示〉　1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出　（　〃　）　1
落札公告
○落札者等の公告　（会計管理課）　1

告　示

高知県告示第666号の２

くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の定置漁業による採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第１項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別（令和８年10月１日から同年12月31日まで）の数量を超えるおそれが著しく大きいため、同法第33条第２項第１号の規定に基づき、令和８年11月７日から同年12月31日までの間、くろまぐろの定置漁業による採捕の停止を命ずる。

令和８年11月６日（掲示済）

高知県知事　濵田　省司

高知県告示第695号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第５条第１項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第１項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第５条第３項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和８年11月20日

高知県知事　濵田　省司

１　届出事項

（１）　発起人の住所及び氏名

安芸郡奈半利町　松　村　祐　一
〃　堀　川　和　則
〃　入　交　洋　文

（２）　加入区の名称

奈半利町加入区

（３）　漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の名称

奈半利町漁業協同組合

２　指定漁船調書の縦覧

（１）　縦覧期間

令和８年11月20日から同年12月４日まで

（２）　縦覧場所

奈半利町漁業協同組合

落　札　公　告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成７年高知県規則第125号）第８条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和８年11月20日

高知県知事　濵田　省司

１　随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和８年度財務会計システム運用等委託業務　一式
２　契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局会計管理課　高知市丸ノ内一丁目２番20号
３　随意契約の相手方を決定した日
令和８年３月25日
４　随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター　高知市本町四丁目１番16号
５　随意契約に係る契約金額
66,382,800円
６　契約の相手方を決定した手続
随意契約
７　随意契約によることとした理由
政令第11条第１項第１号に該当するため